

第3次安中市総合計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

1. 本実施要領の目的

本実施要領は、第3次安中市総合計画の策定等に係る支援業務について、その受託事業者を選定するための必要な手続きについて定めるものです。

総合計画は、市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画であり、その策定に当たっては、内容の充実と円滑な進行管理を両立するために優れた事業者による支援を必要とします。この支援業務は高度な知識、専門的な技術、経験、創造性、構想力などが要求される業務であるため、受託事業者の選定に当たっては、応募者の特性が活かされた提案を比較検討して決定したいことからプロポーザル方式によることとしました。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 第3次安中市総合計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第3次安中市総合計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日
- (4) 委託料上限金額 14,305,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）令和4年度5,152,000円
令和5年度9,153,000円
- (5) 業務に係る契約は令和4年度から令和5年度までの2年間とする。（債務負担行為）

3. 選定方法

指名型プロポーザル方式により選定します。

4. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 国または地方公共団体の指名停止を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること
- (4) 安中市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと
- (5) 過去5年（平成29年4月1日から令和4年9月30日の間）において、市町村の総合計画策定業務又は地方版総合戦略策定業務の受注実績を有する者であること

(6) 安中市での入札参加資格を有するものであること

5. スケジュール

①指名通知及び仕様書等の送付	令和4年10月20日(木)
②質問の受付	令和4年11月1日(火)午後5時まで
③質問の回答	令和4年11月2日(水)までに電子メールにて回答
④参加意思確認	令和4年11月7日(月)午後5時まで(郵送の場合は必着)
⑤企画提案書の提出	令和4年11月18日(金)午後5時まで(郵送の場合は必着)
⑥プレゼンテーション	令和4年11月28日(月)午後の予定。詳細は令和4年11月21日(月)までに電子メールにて連絡
⑦結果通知	令和4年12月5日(月)までに書面にて通知
⑧契約の締結	令和4年12月9日(金)を予定

6. プロポーザルの手続き

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「参加意思表明書(様式1)」と「類似契約実績書(様式2)」を提出してください。提出がない場合、プロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期限

令和4年11月7日(月)午後5時まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出先

〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市役所 企画経営部秘書政策課 政策推進室

電話：027-382-1111(内1015)

(3) 提出方法

「参加意思表明書(様式1)」と「業務実績書(様式2)」に必要事項を記入し、上記提出先へ郵送又は持参してください。

7. 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式3)」を提出してください。

(1) 受付期限

令和4年11月1日(火)午後5時まで

(2) 提出先

〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市役所 企画経営部秘書政策課 政策推進室

電話：027-382-1111（内1015）Mail：hisyo@city.annaka.lg.jp

(3) 提出方法

「質問票（様式3）」に必要事項を記入し、電子メールにて提出してください。電子メールの表題を「総合計画プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(4) 回答

質問の回答は、令和4年11月2日（水）までに、全ての参加事業者へ電子メールにて回答します。

8. 企画提案書の提出方法

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参又は郵送により提出してください。なお、1事業者につき1つの提案の提出に限ります。

(1) 提出期間

令和4年11月18日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着。書留等、記録が残る方法とすること。）

(2) 提出書類

①企画提案書・・・提案書表紙のみ指定様式（様式4）。その他は任意様式による。ただし、A4サイズで簡潔に分かりやすくまとめること

②実施体制調書・・・指定様式（様式5）による

③業務工程・・・任意様式による

④見積書・・・任意様式による（年度別内訳や積算内訳も提出すること）

上記の①から④は各16部作成すること

(3) 提出先

〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市役所企画経営部秘書政策課 政策推進室

電話：027-382-1111（内1015）

(4) 企画提案書について

①「仕様書」の「5.業務内容」の各項目（1）～（13）について、それぞれ想定している成果のイメージが大まかにわかるように提案すること

②事業者の調査・分析能力を示す例として、アンケートの分析を計画に反映するに当たって工夫した事例を紹介してください。

9. 審査方法

審査は第3次安中市総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会で行い、評価が最も優れている事業者を選定するため、プレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、業務責任者となる方は必ず出席してください

い。プレゼンテーションの時間は20分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

(1) 評価

評価は、別紙「プロポーザル評価基準」による。

評価の合計点が最高得点であった者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。

最高得点であった者が複数あった場合は、審査委員会が決定します。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 審査結果

審査結果は、令和4年12月5日（月）までに参加した全ての事業者に書面にて通知します。

(3) その他

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とします。ただし、説明用としてのパワーポイント等の利用は許可します。プロジェクター及びスクリーン、ノートPC（持参も可）は市で用意しますが、それ以外の備品が必要な場合は各自で用意してください。

入室は各社3名以内とします。（業務責任者、主担当者等）可能な限り、本業務を主担当する人が説明を実施してください。

なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10. 契約の締結

契約予定事業者に選定された事業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

11. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書の提出方法」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が予算上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1 2. 特記事項（提案に求めたい視点）

- （1）実効性の高い総合計画とする視点
- （2）市民に分かりやすく、また市外に住む人に市の魅力が伝わり、共有しやすい総合計画とする視点
- （3）職員にも分かりやすく、活用しやすい総合計画とする視点

1 3. その他留意事項

- （1）このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- （2）提出書類の提出後の修正又は変更はできません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、安中市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- （3）提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、安中市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報開示請求があった場合は、安中市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- （4）提出された書類は返却いたしません。